

さらに平成19年度から、環境にや

農林水産省では、「農地・水・環境保全向上対策」を平成19年度から導入することとし、具体的には、地域でまとまって、化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する先進的な取

何をすれば支援を受けられるのですか？

① まず、集落などで話し合っ、環境のためにできることをみんなで取り組んでみましょう（集落等の「区域全体」での取組）。

集落での話し合い



取組の例



たい肥の散布



浅水代かきによる
にごり水の流出の抑制

② そして、化学肥料と化学合成農薬の使用を大幅に減らす取組に地域でまとまりをもってチャレンジしてみましょう。



側条施肥田植えによる
化学肥料の低減



緑肥のすき込みによる
土づくり



フェロモン剤の利用による
化学合成農薬の低減

☑ 化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上減らすこと

※併せてエコファーマーの認定が必要となります。



☑ 地域で一定のまとまりをもった取組であること

- 各作物ごとにみて
集落等の生産者のおおむね5割以上
- 作物全体でみて
集落等の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上

※この他、本支援を受けるためには、農地・水等を守る共同活動への支援が実施されていることが必要。

①、②を行う区域